

第4次寝屋川市地域福祉計画に係る事業一覧

施策の方向性 重点取組	事業	取組内容	進捗管理を行う計画
1 地域福祉のセーフティネットの拡充 (1) セーフティネットの拡充	高齢者の居場所づくり（通いの場介護予防活動支援補助金）	介護予防に効果的である社会参加の促進を図るため、住民主体の通いの場が継続して実施されるよう、運営を補助するとともに、地域包括支援センターを中心として、専門職による地域の自主的な活動の側面的支援を行う。	高齢者保健福祉計画
	高齢者見守りネットワーク、認知症総合支援事業	福祉事業所だけでなく、配食事業者等とも連携し、見守りネットワークの充実を図る。	高齢者保健福祉計画
	子育て総合支援拠点 子育てリフレッシュ館の運営	子どもの遊びスペース、一時預かり、講座等の利用を促進し、保護者のリフレッシュ等を行うことを通じて、子育てに係る不安感や負担感の軽減を図る。	
	産後ケア事業の実施	医療機関などに宿泊するショートステイ及びデイサービスを実施。利用者の経済負担の軽減を図るため、非課税世帯などの利用料の軽減を行う。	第2期子ども・子育て支援事業計画
	地域協働協議会による福祉に関する地域課題の把握	福祉に関する取組その他各種取組を各地域協働協議会に情報共有することで、各小学校区の地域課題を把握するとともに、地域協働協議会が行う取組を支援する。	
	地域支え合い推進事業の実施	介護予防・生活支援サービス事業における担い手の養成を継続して行うとともに、地域支え合い推進員を配置し、地域住民だけでなく、事業者との連携も図りながら、多様な主体による生活支援体制を整備する。	高齢者保健福祉計画
	地域包括支援センター（高齢者の総合相談窓口）の運営	各中学校区に設置した地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業を一体的に実施する。	高齢者保健福祉計画
	保育コンシェルジュの配置	保育を希望する保護者に対して、ニーズに応じた保育施設、様々な保育サービス等の情報を提供するとともに、保育サービスの利用に関する相談等に対応する保育コンシェルジュを配置する。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
	老人クラブ連合会への活動支援	地域での見守り活動など、老人クラブが行う事業・活動が円滑に実施されるよう、補助金を交付する。	高齢者保健福祉計画
基幹相談支援センター	障害者やその家族のための総合相談、専門相談、地域移行、地域定着、地域の相談支援体制の強化、権利擁護、虐待防止に関する相談支援ネットワークの中核を担う機関として、市と相談支援事業所が連携するネットワーク型の運営を行う。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）	

施策の方向性 重点取組	事業	取組内容	進捗管理を行う計画
1 地域福祉のセーフティネットの拡充 (1) セーフティネットの拡充	子どもサポート会議の開催	子どもを取り巻く諸問題の解決に向け、心理、医療、法律、福祉等の専門家を交えたアセスメントを行い、具体的対応プログラムを構築する。また、そのプログラムを学校に還元し、今後の学校力向上に取り組む。	
	子ども家庭総合支援拠点事業の実施	児童虐待等の未然防止、早期対策を図るため、こども関係施策担当課の実務的な連携を強化するため、関係課会議及び実務者会議を開催し、僅かな兆しを見逃さず、情報共有を図る。	
	子育て世代包括支援センターの設置 (妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援(寝屋川版「ネウボラ」))	妊娠届出の際に助産師等による面談を行い、フォローアップを実施。妊娠期から子育て期まで、ポピュレーションの充実により幅広い層の相談・支援の充実を図る。	第2期子ども・子育て支援事業計画
	自立支援協議会等の開催	保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関等が相互に連絡・連携し地域の実情に応じた体制の整備に向けた協議を行う。	障害福祉計画(第6期)及び障害児福祉計画(第2期)
	地域ケア会議の開催	地域ケア会議(市・圏域別・課題解決型・ネットワーク型・自立支援型)を開催し、地域資源のネットワークづくりや地域に密着して課題解決を行う。	高齢者保健福祉計画
	地域協働協議会の活動に対する支援	地域協働基礎交付金による地域協働協議会の活動支援を行うとともに、地域の実情に応じ、課題解決に取り組むことができるよう、事業メニューの更なる充実を図る。また、市と地域協働協議会との連携強化を図るため、地域専任職員による相談体制の充実や、地域協働協議会関係者会議を通じた情報共有を行う。	
	地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点システムの整備として親亡き後を見据えた「緊急時居室確保事業」及び「体験宿泊プログラム事業」を行う。	障害福祉計画(第6期)及び障害児福祉計画(第2期)
	有償による支えあい活動の推進(子育て応援リーダー)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査会場での情報提供、保育所の送迎の同行支援など、各種子育て支援事業の補助を行う。 ・子育て応援リーダーの資質向上を図るため、外部講師による研修会等を実施する。 	
1 地域福祉のセーフティネットの拡充 (2) 生活困窮者への支援やひきこもり対策等の充実	子ども食堂支援事業の実施	子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子どもの貧困対策の一つとしても注目されている子ども食堂の開設・運営を支援する。	
	就労支援事業の推進	就労による自立を図るため、ねやがわシティ・ステーション内の地域就労支援センターや市立池の里市民交流センター内のハローワーク「就労支援ねやがわ」を積極的に活用し、各専門員と連携することで包括的な就労支援を行う。	

施策の方向性 重点取組	事業	取組内容	進捗管理を行う計画
1 地域福祉のセーフティネットの拡充 (2) 生活困窮者への支援やひきこもり対策等の充実	就労支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の市庁舎内実習について、関係機関と連携した実習を継続することで、就労に向けたスキルアップを目指す。 ・ 雇用啓発イベント（就職者等による実践報告会、企業面接会）の実施を通じて、障害者就労の周知・啓発を図る。 	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
	生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の実施	自立相談支援、就労準備支援、一時生活支援、家計改善支援、住居確保給付金の支給及び生活困窮世帯の子どもの学習支援を実施し、生活困窮者の支援を行う。	
	生活保護適正化事業の実施	市民から提供された援助が必要な世帯の情報、不正受給などの情報に基づき、市として必要な対応を行うとともに、悪質な不正受給に対しては警察と連携して刑事告訴を行うなど、生活保護の適正化を推進する。	
	精神保健福祉相談	ひきこもり相談窓口として相談支援を実施し、医療機関や支援機関へのつなぎ、訪問支援を行うほか、ひきこもり家族教室等を実施する。	
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等の自立に向けた就業支援や、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めや確保などに関する相談体制を整備するなど、母子家庭の母等への就業及び自立支援を総合的に行うことを目的とする。	
	生活困窮者自立支援のための子どもの学習支援の実施	小中学校休業日等学習支援事業等、教育委員会と連携を図りながら、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を実施する。	
	生活困窮者自立支援事業庁内会議の実施	生活困窮者の自立支援に向けた連携を図るため、庁内会議を開催し、これまでの相談実績、取組内容等について情報共有を行う。	
1 地域福祉のセーフティネットの拡充 (3) 災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実	避難行動要支援者名簿を活用した迅速な安否確認が行えるよう名簿を更新するとともに、マニュアルの整備を進める。	避難行動要支援者名簿を活用した迅速な安否確認が行えるよう名簿を更新するとともに、マニュアルの整備を進める。	
	緊急時に的確に支援し合える仕組みづくり	高齢者及び障害者が住み慣れた地域でいつまでも安全・安心に暮らせるよう、高齢者のみの世帯、重度（身体1・2級、療育A、精神1級）障害者等に救急医療情報キットを配布する。	高齢者保健福祉計画
	災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり	市内特別養護老人ホーム、市内障害者施設と福祉避難所の協定を締結する。引き続き、関係課と連携を図り、避難所運営マニュアルを整備する。	高齢者保健福祉計画

施策の方向性 重点取組	事業	取組内容	進捗管理を行う計画
2 権利擁護の推進 (1) 虐待やDV防止に向けた取組の推進	男女共同参画の意識啓発と社会参画の促進	男女共同参画推進センターにおいて、DVに関する講座などの啓発事業を実施し、意識啓発の促進を図る。	男女共同参画プラン
	DV被害者支援体制の充実	DV被害者支援連絡会議による関係課や関係機関との連携及び情報共有により、個々の事案に応じたDV被害者の支援に取り組む。	男女共同参画プラン
	子どもへの暴力防止プログラムの実施	子どもが関わる暴力（いじめ、虐待、誘拐、性的暴力等）を防止するための教育プログラムとして、小学3年生には通常のCAP子どもワークショップを、小学6年生にはいじめ防止プログラムを実施する。	
	虐待防止に関するネットワークと具体的な対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・相談業務の実施：子ども（18歳未満）に関する、子育て、しつけ、発達等の様々な相談に対応し、相談者への支援を行う。 ・スーパーバイザーの配置：児童虐待防止における専門性を高めるため、スーパーバイザーを配置する。 ・関係機関等との連携強化：関係機関等との連携を図るため、要保護児童対策地域協議会において、意見・情報の交換及び連絡調整を以下のとおり行う。 ・啓発の実施：市内4駅での街頭啓発を行う。 ・研修の実施：関係機関等の職員を対象とした研修を実施する。 	
	虐待防止に関するネットワークと具体的な対応の充実	虐待防止センターにおいて、通報や相談を受けた場合、調査を行い適切な対応を行う。また、一時保護居室の確保及び保護後の継続的な支援を行い、虐待ケースの一時保護及び適切な生活の確保を図る。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
	虐待防止に関するネットワークと具体的な対応の充実	高齢者虐待防止に向けたネットワーク会議を開催し、関係機関の連携や情報共有を図る。また、困難事例等について、弁護士及び社会福祉士から専門的助言を受け、高齢者の権利擁護や虐待防止に関する取組を適切に実施する。	高齢者保健福祉計画
	子どものいじめ防止対策の推進	いじめの予防・見守りを継続する「教育的アプローチ」、いじめの初期段階から被害者、加害者等に関与し早期解決を図る「行政的アプローチ」、警察への告訴、民事での訴訟を支援する「法的アプローチ」による寝屋川市独自のいじめ防止対策を推進する。 また、いじめ通報促進チラシ、市公式アプリ及びフリーダイヤル等による積極的な情報収集を継続するとともに、いじめ問題対策連絡協議会において関係機関等との連携及び情報共有を図っていく。	
2 権利擁護の推進 (2) 成年後見制度の利用促進	権利擁護の機能の構築	関係課等が行う権利擁護の取組状況を把握する。	
	市民後見人等の養成	成年後見制度の市長申立て及び地域包括支援センターの取組を通じて、成年後見制度の利用促進を図るとともに、権利擁護体制の充実に向け、他市における体制の把握を行う。	高齢者保健福祉計画

施策の方向性 重点取組	事業	取組内容	進捗管理を行う計画
2 権利擁護の推進 (2) 成年後見制度の利用促進	成年後見制度による支援の推進	判断能力が不十分かつ親族等がない認知症高齢者等の権利擁護を図るため、市が家庭裁判所に申立てを行い、成年後見制度の利用を支援する。	高齢者保健福祉計画
3 地域福祉を担う多様な人づくり (1) 地域づくりにつながる人づくり	携帯端末用アプリケーションの運用	<ul style="list-style-type: none"> ・「アプリの登録方法がわからない」という声が多いシルバー世代のアプリ利用率向上を目指し、シルバー世代等を対象に、市内公共施設などの身近な場所で、アプリの登録方法・操作のサポート等を行う。 ・公共施設予約システムや健康管理システムとの連携、校区情報の拡大（市立保育所・幼稚園）など、更なる機能強化、利便性向上を図る。 ・アプリの機能を活用した利用者アンケートを実施する。 ・転入、入学などのタイミングを捉えたPRを行う。 	
	更生保護団体への支援	更生保護三団体が取り組む「社会を明るくする運動」の周知啓発などの活動支援や、更生保護サポートセンターの運営支援、更生保護団体と再犯防止の取組に重要な就労・住居の支援機関との連携強化に取り組む。	
	子育て情報の配信	メールねやがわ配信サービス「子育て情報」のカテゴリ及び市公式アプリの登録や、LINE@等のSNSの活用を推進することにより、子育て情報の配信の充実を図る。	
	ホームページの閲覧支援	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語を読むことができない市在住の外国人に市政情報を届けるため、広報ねやがわを始めとした市発行の刊行物を母国語で閲覧できる「多言語デジタルブック閲覧サービス」を導入する。 ・ローマ字表記のページとやさしいにほんごのページについて、随時更新を行う。 	
	ボランティア養成研修	高齢者の生活の充実と介護予防の推進を図るため、高齢者の豊富な知識と経験をいかし、地域活動の参加につなげるボランティア養成研修を実施する。	高齢者保健福祉計画
	民生委員・児童委員活動の支援	民生委員児童委員協議会の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員の資質向上を図るため、民生委員児童委員協議会に対し、負担金及び補助金を交付する。	
	担い手を増やしていくための学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成講座（入門・基礎、通訳コース）を実施する。 ・要約筆記体験講座（寝屋川市、枚方市、交野市合同）を実施する。 	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
	点字・声の広報発行事業の実施	目の不自由な人へ行政情報及び地域情報を届けるため、声の広報・点字広報を継続して発行する。	

施策の方向性 重点取組	事業	取組内容	進捗管理を行う計画
3 地域福祉を担う多様な人づくり (1) 地域づくりにつながる人づくり	認知症サポーター養成講座	認知症になっても住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる地域を構築するため、認知症の人及びその家族の応援者となる認知症サポーターの養成講座等を実施する。	高齢者保健福祉計画
	福祉の心を育む学習の実施	各小中学校において、様々な組織、団体、事業所の協力の下、道徳や総合的な学習の時間を中心に、調べ学習、疑似体験活動等の福祉の心を育む学習を実施する。	
	様々なメディアや場を活用した情報の発信	必要な情報は、窓口での配架をはじめ、ホームページへの掲載など、様々な手法を活用して情報発信する。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
3 地域福祉を担う多様な人づくり (2) 教育・保育人材の確保	青少年リーダー育成事業の実施	ユースクラブの組織化・体系化を図り、小学生クラブ及び、中高生クラブとの連携を強化する。また、リーダーとしての資質を高める各種プログラムを提供する。	
	潜在保育士就職促進事業の実施（待機児童ZEROプランR）	保育士資格取得者で保育所等に就労していない潜在保育士の就労を促進するため、民間保育所等に就労した潜在保育士に補助を行う。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
	ねやがわ保育セミナーの開催（待機児童ZEROプランR）	保育士等が働きやすい環境を整備するため、市内保育所等に就労している保育士等を対象として、年間を通じて保育に関する実務的なセミナーを実施する。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
	保育士広域募集支援事業補助事業の実施（待機児童ZEROプランR）	市内で民間保育所等を運営する事業者による北河内七市を超える広域を対象とした保育士求人広告の掲載、就職説明会等への参加に対し支援する。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
	保育士試験受験料支援事業の実施（待機児童ZEROプランR）	新たに資格を取得した保育士が民間保育所等に就労した際に、保育士試験の受験料を支援する。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
	保育士宿舎借り上げ支援事業の実施（待機児童ZEROプランR）	保育士の確保及び職場への定着を図るため、市独自で保育士の処遇改善事業を期間限定で実施する。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
	保育士処遇改善事業の実施（待機児童ZEROプランR）	保育士の確保及び職場への定着を図るため、市独自で保育士の処遇改善事業を期間限定で実施する。	第六次寝屋川市総合計画実施計画
	留守家庭児童会の体制整備	小学1年生から6年生までの就学児童を対象に、放課後の余裕教室等を利用した遊び、学び、生活の場の提供を通じて、児童の自主性、創造性、基本的な生活習慣の確立、健全な育成等を図る。	子ども・子育て支援事業計画

施策の方向性 重点取組	事業	取組内容	進捗管理を行う計画
3 地域福祉を担う多様な人づくり (2) 教育・保育人材の確保	保育士バンク事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・就業のための保育士研修を実施（4回）する。 ・保育所現場における実習を実施する。 ・民間保育所等への研修修了者の紹介を行う。 	第六次寝屋川市総合計画実施計画
4 生活と福祉を支える基盤強化 (1) 社会福祉協議会に対する活動支援	社会福祉協議会への活動支援	寝屋川市社会福祉協議会が行う事業に対し、補助金を交付することにより、地域福祉の推進を図る。	
4 生活と福祉を支える基盤強化 (2) 健康と生きがいを高める福祉のまちづくり	食環境づくり等の推進	市内の飲食店等に対して、大阪ヘルシー外食推進協議会の「うちのお店も健康づくり応援団の店」事業を推進する。	
	福祉有償運送サービスの実施	地域のボランティアの協力の下、福祉車両3台を用い、障害者等の移動を支援する移送サービス事業を実施する。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
	移動支援事業の実施	単独では外出が困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣し、移動の介助及び身の回りの介護を行う。	障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）
	まちなせんせい事業の実施	生涯学習の場を幅広く提供するため、派遣体験講座等を実施し、「ねやがわ生涯学習あんない 講座・イベント/講師案内編」、市ホームページに活動状況を掲載するなど、市民へ事業の周知・啓発を図る。	
	地域リハビリテーション活動の支援	高齢者の個別課題を明確化し、指導することで介護予防をより一層効果的に推進するため、リハビリテーション専門職を高齢者の自宅に派遣し、訪問指導を実施する。	高齢者保健福祉計画
	介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の実施	高齢者の介護予防、重度化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のため、介護予防・生活支援サービス事業を適切に実施するとともに、地域の実状を踏まえた事業展開を検討する。	高齢者保健福祉計画
	元気アップ介護予防ポイント事業の推進	高齢者、障害者等の受入施設で活動を行う高齢者に対し、金銭に転換可能なポイントを付与することで、社会参加を通じた積極的な介護予防の取組を推進する。	高齢者保健福祉計画
	介護予防普及啓発事業（介護予防教室・イベント）	介護予防教室や測定会の開催により、介護予防の普及啓発を図る。	高齢者保健福祉計画

施策の方向性 重点取組	事業	取組内容	進捗管理を行う計画
4 生活と福祉を支える基盤強化 (2) 健康と生きがいを高める福祉のまちづくり	地域介護予防活動支援事業（元気アップ体操サポーター養成講座、自主活動支援、通いの場介護予防活動支援補助）	元気アップ体操サポーターの養成、活動支援、補助金の交付により、住民主体の通いの場等の支援を推進する。	高齢者保健福祉計画
	福祉有償運送サービスの実施	地域のボランティアの協力の下、福祉車両6台を用い、高齢者の外出を支援する高齢者外出援助サービス事業を実施する。	高齢者保健福祉計画
	乗合い事業（令和3年度以降予定）	これまでの「ねやがわ乗合いワゴン事業」を見直し、タクシーを利用した形式にリニューアルするとともに、エリアを拡大し実施する。	寝屋川市地域公共交通網形成計画
	バス利用促進事業（令和3年度以降予定）	高齢者（70歳以上）、妊婦及び障害者にバス利用券（1冊・10枚綴り）を配布し、230円区間であればバス利用券と現金（100円）で利用できる。	寝屋川市地域公共交通網形成計画
	健康づくり事業の実施	健康づくりプログラムを作成し、公共施設等で配布するとともに市ホームページ、市公式アプリに掲載することで、各種健康増進事業と健康づくりの取組や年間計画を周知する。	
	特定健診、保健指導事業の実施	40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者に特定健診を実施するとともに、特定保健指導対象者に保健指導を行う。また、特定保健指導対象者以外のハイリスク者への重症化予防事業を実施し、かかりつけ医や専門医の治療につなげる。	
	高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施	75歳以上の後期高齢者に対し、重症化予防のための個別的支援を行うとともに、通いの場等でフレイルの啓発と予防の取組等を行い、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの両面から保健事業を実施する。	
4 生活と福祉を支える基盤強化 (3) 福祉サービスの質の確保に向けた法人等への指導及び監査	社会福祉法人等への指導監査	社会福祉法人や福祉サービス事業者等に対し、適切に指導及び監査等を行う。	